平成２５年（フ）第１１６号
千葉県松戸市西馬橋４丁目362番地
債務者　廣山　　昇
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１１８号
千葉県松戸市栗ケ沢793番地　シブヤハイツＢ―202号
債務者　薗部　瑞郎
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１２２号
千葉県松戸市松戸2088番地　あかりコーポ207号
債務者　山口　　勝
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６号
山口県岩国市室の木町４丁目84番８号
債務者　新井　文秀
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第１２号
山口県岩国市海土路町２丁目41番６―101号
債務者　増田　清明
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第２８号
神戸市東灘区魚崎北町４丁目３番４号
債務者　林　　玲子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７号
神戸市垂水区霞ヶ丘７丁目９番29―402号
債務者　門間　寿子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９６号
神戸市灘区楠丘町２丁目３番３号　ダンディライオン六甲２―401号
債務者　小寺　悠之
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２４号
神戸市灘区下河原通３丁目５番22号　さくらハイツ102
債務者　本村　誠一
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６１号
兵庫県三木市志染町東自由が丘１丁目190番地
債務者　菅原美代子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２号
長崎県佐世保市潮見町８番29―716号、旧住所福岡市中央区清川２丁目３番16―310号
債務者　福本　信吾
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
長崎県佐世保市大潟町250番地１　カーサシティⅡ177号
債務者　杉原　一美
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
熊本県荒尾市本井手1699番地４
債務者　久留見照子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第３２３号
名古屋市南区堤町２丁目７番地　ポートビレッジ102号
債務者　河室　英博
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４号
鹿児島県鹿屋市笠之原町21番25号　マーブルハイツ101号、前住所鹿児島県鹿屋市笠之原町2017番地６
債務者　中　　孝志
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１６６号
松江市八束町入江378番地
債務者　内野　逸子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６号
大阪市城東区今福東２丁目５番25号
債務者　芋野　加代
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

第明治三十二種郵便物認可